

- 2、同第ニ條は提出者より撤回す
- 3、附帯事項第一條は添名を解雇し請負人より解雇者に譲り別（一人百五十圓）を贈る
- 4、同第ニ條、第三條は提出者側より撤回し請負人より金一圓（約五百圓）を渡す。

○争議解決後左記の通組合分會を結成せり

一、日 時 昭和十一年十二月二日 自午後六時至同七時半

二、會 場 八幡市黒崎屋敷二丁目（争議團本部）

三、参加者 四五名（内女二一名）

四、祝 辭 全總九州聯合會戸田出張所主任 元阪順次外數名

五、組合名 全總九州聯合會黒崎屋敷組合

六、規 約 決 意

分會 長 小 田 正 義

會 計	龜 島 明 彌
會計監督	齋 本 アサヨ
幹 事 長	山 中 善 太 郎
幹 事	坂 田 卯 太 夫
相 談 役	矢 野 一 雄

外十一名（被
解雇者）